

I 視覚障害

視覚障害は、視力障害と視野障害とに区分して認定し、その両方が障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合は、重複する場合の取扱いにより、上位等級に認定できます。

乳幼児については、医学的に判断可能となる年齢は、一般的に概ね満3歳時以降と考えられることから、その時期に障害認定を行うことが適当です。ただし、視覚誘発電位（VEP）、又は、縞視力（PL法かTAC）で推定可能なものは3歳以下で認定しても差し支えありません。

1 視力障害

(1) 視力障害の認定について

視力の測定は、万国式を基準とした視力表を用いるものとし、屈折異常のある者については、最も適正なレンズによって測定した矯正視力によって判定します。視標面照度は500～1,000ルクス、視力検査の明るさは50ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から5mの距離で視標を判読します。

(2) 留意事項

ア 両眼の視力を別々に測定し、視力の良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで等級表から等級を求めます。等級の換算表（表1）の横軸には視力の良い方の眼の視力、縦軸には他方の眼の視力が示してあります。

イ 両眼を同時に使用できない複視の場合、非優位眼の視力を0として取扱います。

例：両眼とも視力0.6で眼筋麻痺により複視が起っていて日常生活で片眼を遮閉しなければならぬ場合には、一眼の視力を0とみなし6級となります。

ウ 眼内レンズ挿入眼は裸眼と同等に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を採用します。

【障害程度等級表】

等級	視力障害
1級	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
6級	1 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

(表1)

他方の眼の視力	0.03以上			2	3	3	3	3	4	4	4					
	0.02		2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
	指数弁・0.01	1	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
	0～手動弁	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6
		0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6

視力の良い方の眼の視力

※横軸が視力の良い方の眼の視力、縦軸が他方の眼の視力をとり、枠内が等級を示す。

※指数弁は0.01、手動弁、光覚弁、明暗弁は0と取り扱う。

2 視野障害

(1) 視野障害の認定について

視野はゴールドマン型視野計、又は自動視野計を用いて測定します。

ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I/4の視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの」、「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」をI/4の視標を用いて判定します。「両眼中心視野角度（I/2の視標による）」は、I/2の視標を用いて中心視野角度を測定した値により判定します。

自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数の算定には、両眼開放エスターマンテストで120点を測定します。中心視野視認点数の算定には、10-2プログラムで中心10度以内を2度間隔で68点測定します。

(2) 留意事項

ア ゴールドマン型視野計を用いる場合：「周辺視野角度の総和」は、I/4の測定による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上）の角度の総和左右それぞれ算出します。

「両眼中心視野角度」は、I/2の測定により同様に「中心視野角度」の総和を左右それぞれ算出し、以下の式に当てはめて求めます。

$(3 \times \text{中心視野角度の総和が大きい方の眼の中心視野角度の総和} + \text{中心視野角度の総和が小さい方の眼の中心視野角度の総和}) \div 4$

イ 自動視野計を用いる場合：「両眼開放視認点数」は、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで測定した視認点数のことです。「中心視野視認点数」は、視標サイズⅢによる10-2プログラムで測定し、左右それぞれ感度が26dB以上の検査点数を算出し、以下の式に当てはめて求めます。

$(3 \times \text{中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数} + \text{中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数}) \div 4$

ウ 「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」とは、視野の生理的限界（上・内上・内・内下60度・下70度・外下80度・外95度・外上75度）の面積の2分の1以上欠損している意味です。ゴールドマン型視野計のI/4の視標による左右の測定結果を重ね合わせることで両眼による視野の面積を得ますが、その際、面積は厳格に計算しなくてよいです。

自動視野計を用いる場合は、両眼開放エスターマンテストで視認点数100点以下の場合です。

エ 視野の判定は、ゴールドマン型視野計と自動視野計の測定結果を混在させて判定することはできません。自動視野計を用いて測定した場合において、等級判定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で評価します。

【障害程度等級表】

等級	視 野 障 害
2 級	3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの
	4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3 級	3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの
	4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4 級	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの
	3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5 級	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
	3 両眼中心視野角度が56度以下のもの
	4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの
	5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの